カネボウ株式会社及び株式会社三井住友銀行による
産業再生機構活用の意向表明について

平成１６年２月１６日
株式会社産業再生機構

本日、「私的整理に関するガイドライン」に基づき、カネボウ株式会社及び株式会社三井住友銀行により、金融機関に対する債務の弁済等に関する一時停止の通知（注）が発せられました。

カネボウ株式会社及び株式会社三井住友銀行は、同通知に際し、事業再生にあたって当機構を活用する意向を明らかにしておりますが、当機構といたしましても、今後、株式会社産業再生機構法に則り、カネボウ株式会社の支援に関して、できる限り迅速かつ前向きな検討を行ってまいる所存です。

（注）一般取引債権者に対する債務の弁済に関しては、一時停止の対象でなく、従来どおり弁済を行うものとされています。

【お問合せ先】

〒100-0005　東京都千代田区丸の内 3-3-1　新東京ビル９階
株式会社産業再生機構　　企画調整室
電話番号　　03-6212-6437